
平成20年第7回大和町議会臨時会会議録

平成20年11月5日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君
10番	浅 野 正 之 君		

欠席議員（1名）

7番	秋 山 富 雄 君
----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝君
教 育 長	堀籠 美子君	産業振興課長	遠藤 幸則君
代表監査委員	三浦 春喜君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり課長	千坂 正志君	上下水道課長	渋谷 久一君
財 政 課 長	千坂 賢一君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二君
税 務 課 長	佐藤 成信君	教育総務課長	瀬戸 善春君
町 民 課 長	瀬戸 啓一君	生涯学習課長	横田 隆雄君
環境生活課長	高橋 完 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	班 長	瀬 戸 正 志
書 記	藤 原 孝 義		

【議事日程第1号】

平成20年11月5日（火）午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

町長挨拶

日程第3 議案第82号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

日程第4 議案第83号 平成20年度大和町一般会計補正予算」

追加日程第1 会期延長について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時59分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

定刻ちょっと前ではありますが、皆さん全員おそろいでありますので始めたいと思います。

皆さんおはようございます。

ただいまから、平成20年第7回大和町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番高平聡雄君及び8番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定しました。

「町長あいさつ」

議 長 (大須賀 啓君)

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さんおはようございます。

第7回大和町議会臨時会開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成20年第7回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

最初に、本町基幹産業でございます稲作の宮城県作況指数につきましては、去る10月30日、5月中旬から6月上旬にかけての低温の影響により、98と最新の発表があったところでございますが、刈り取り収穫検査状況では、一等米比率が高位にあるとの報道でございまして、多少の安堵を感じているところでございます。

次に、企業進出等に関する件であります。リサーチパーク内には半導体製造装置部品等の加工販売を行いますスズデン株式会社が、インター土地区画整理地内では自動車運送業の大興運輸株式会社と自動車生産設備機械設計製造を行います株式会社家田産業の立地がそれぞれ決定しております。また、パナソニックEVエネルギー関係につきましては再造成工事も終盤を迎えまして、宮城県土地開発公社との売買に備えた測量、登記事務を進めているところであり、トヨタ自動車東北関係につきましても、町道の廃止に伴います工事発注を行うなど、着々と建設に向けた準備

を整えておるところでございます。

次に、岩手・宮城内陸地震によりまして、延期をしておりました地域防災訓練でございますが、去る10月18日に、吉田小学校を会場に実施いたしまして、地域の方々や消防団員等約 300名の参加を得て、各種訓練を実施いたしました。

宮城県沖を震源とします大規模地震発生の想定のもと、広報、避難、災害本部設置、情報伝達、炊き出し、通報、救出、救護、初期消火等の訓練では、町民の方々に実際に参加していただき体験も行うことができ、さらには防災ヘリによります救出訓練もまじかに見学することができ、初期の成果を得ることができました。地域のご協力に対しまして改めて感謝を申し上げますところでございます。

次に、本日提出いたします議案についてでございますが、予定しておりました新庁舎建設に関する契約案件につきましては、新聞報道等によりご承知のことと存じますが、建築本体工事につきまして、予定価格を事前公表の上開札を行ったものの、残念ながら応札額が予定価格を上回り、不調となりました。また、引き続き開札いたしました電気設備工事は、低入札調査基準価格を下回り落札保留となりまして、低入札調査特別委員会を開催し、審査を行った結果、第1位順位の者の価格を適正と認め、落札決定となりました。

さらに、機械設備工事についても落札決定となりましたが、建築本体工事が契約に至らなかったため、今回の議案提出は見送ることいたしました。

それでは、提出しております議案につきまして概要をご説明申し上げます。

議案第82号は、職員によります公務中の自動車事故に関しまして、過失割合に応じた損害賠償の額を定め、相手方と和解しようとするものでございます。

議案第83号は、これから冬期間を迎えるに当たり、灯油価格の高どまり傾向が続いておりますことから、昨年に引き続いて町民税非課税高齢者世帯等に対し、灯油購入費用の一部を助成しようとするもの、また前議案にかかわります公用車の修繕費用を計上いたしております。

さらに、新庁舎建設本体工事の再発注に関連しまして、現時点の材料価格の再点検、見直しを行い、債務負担行為限度額の変更をお願いするものでございます。

なお、本体工事につきましては、本議決後に一般競争入札として再公告等一連の事務手続を経まして、12月定例議会への契約案件の上程を予定しているものでございます。

以上が、本日提案をいたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご

審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げましてあいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「議案第82号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第82号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第82号 損害賠償の額を定め、和解することについて。

平成20年8月28日、大和町吉岡東で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、相手方、〇〇町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん、〇〇歳の方でございます。

2の事故の概要でございます。大和町の職員の運転する公用車、トヨタのプリウスでございますが、平成20年8月28日、午前9時15分ごろ、鶴巣地区での用務を終え役場に戻る途中、これは大平下の滞納者の方に対する徴収の帰りでございます。大和町吉岡東三丁目地内、鴻池運輸株式会社南東の町道交差点において、左方向から直進してきた相手方車両、これはホンダのアベンシアでございます。車両を確認し、交差点中央で停止したが間に合わず、公用車前方左側バンパーと相手車右側後部ドアが接触したものでございます。

損害は町の公用車はバンパー左隅変形、塗装落ち、相手方である〇〇氏の車は塗装落ちとドアがへこんだものでございます。

3の損害賠償額でございますが、大和町と〇〇氏は、過失割合を大和町が80、〇〇氏が20とし、町は〇〇氏に対し、〇〇氏の車両の損害額31万5,000円に過失割合の8

0%を乗じて得た額の25万 2,000円を支払うものとし、〇〇氏は大和町に対し、町の車両の損害額5万 3,413円に過失割合の20%を乗じて得た額1万 683円を支払うものでございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないですか。ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第83号 平成20年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第83号 平成20年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の2ページをお開きいただきます。

議案第83号 平成20年度大和町一般会計補正予算(第3号)でございます。

20年度大和町の一般会計補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万 8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ86億 168万 2,000円とするものでございます。

2項につきましては、補正の内容につきまして第1表のとおりとするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。

それでは、4ページをお開きいただきます。

4ページは、第2表債務負担行為の補正でございます。

新庁舎建設工事の債務負担行為の限度額の変更でございますが、従来額に1億円をプラスいたしまして、16億4,917万8,000円の限度額といたすものでございます。

それでは、お手元に配付をいたしております補正予算の事項別明細書の3ページをお開きいただきます。

歳入でございますけれども、今回の補正額の財源といたしまして、20款1項1目の繰越金、19年度からの繰越金678万4,000円を充てるもの。

さらに、21款5項3目の雑入につきましては、公用車の事故に対します保険収入の5万4,000円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長佐藤成信君。

税務課長 (佐藤成信君)

同じく3ページでございますけれども、歳出2款2項2目賦課徴収費、需用費の修繕費でございますけれども、先ほどご説明いたしましたプリウスの方左側バンパーカバーの取りかえ等の修繕費5万4,000円でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長浅野雅勝君。

保健福祉課長 (浅野雅勝君)

3款1項1目社会福祉総務費の12節及び20節についてでございますけれども、これにつきましては20年度におきましても19年度と比較いたしまして、灯油の価格が高どまりとなっておりますので、冬期間におけます家計への負担を軽減するため助成をしようとするものでございます。

まず、12節につきましては郵便料でございます。

20節扶助費の事業の詳細につきましては説明資料に基づき説明いたします。

説明資料をごらんいただきたいと思っております。その2枚目の方になります。

内容でございますけれども、この福祉灯油購入助成事業、これにつきましては生活困窮者に対します灯油購入費の助成でございます。対象者につきましては生活保護世帯75世帯、それから町民税非課税世帯のうち65歳以上で高齢者のみの世帯 463世帯、それから重度障害者世帯64世帯、母子福祉家庭 186世帯、難病患者世帯12世帯、合わせて 800世帯と見込んでございます。

なお、昨年度では、対象世帯で 645世帯、実際助成いたしました世帯は 479世帯でございました。今回 800世帯と見込んでおりまして、昨年度対象世帯の24%増しで想定しておるところでございます。

それから、あと金額でございます。1世帯当たり 8,400円を助成しようとするものでございます。昨年は 6,000円でございます。

算出に当たっての考え方でございますけれども、これにつきましては昨年同様の考え方でございます。まず、昨年度でございますけれども、昨年度秋から冬にかけて灯油の高騰がありました。9月の時点でリットル当たり82円、それから12月で 103円と値上がりしまして21円の単価差が出たということで、この21円の値上がり分について昨年度は助成をしたものでございます。20年度におきましても、その単価差について助成しようということで、ことしの冬灯油の単価の価格でございますけれども、10月6日現在ですけれども、110円と想定、設定をされておるようでございます。

したがいまして、19年度の9月の時点での82円、リットル当たりでございますけれども82円、それと今言いました20年10月での 110円との単価差28円でございますけれども、これにつきましては助成をしようとするものでございます。

それから支払いの方法でございますけれども、原則的には口座振込ということでございます。

それから、あと周知でございますけれども、広報たいわ、それからホームページ、全世帯とそれから該当者と思われる世帯に周知をいたします。それから、申請の受け付けでございますけれども12月から1月までということで、なお地区ごとにも受け付けをいたします。このような計画のもと、福祉灯油購入助成事業を進めていきたいと考えて思っています。

よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

次に、事項別明細書の4ページをお開きをいただきたいと思います。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項といたしまして、新庁舎建設工事、限度額が16億 4,917万 8,000円でございます。前年度末支出額はゼロということで、当該年度以降の支出予定額につきましては、限度額同額同様の16億 4,917万 8,000円でございます。20年度、21年度にわたる期間でございます。

この分の財源の内訳につきましては、国庫支出金が1億 4,317万円、地方債が8億 4,700万円、その他といたしまして基金繰り入れ分でございます6億 5,850万円、一般財源が50万 8,000円でございます。

なお、新庁舎建設事業にかかわります、入札にかかわります経過説明につきましては、別紙説明資料により総務まちづくり課の千葉対策官から説明をさせますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

それでは、別冊の83号関係の資料をごらんをいただきたいと思います。

まず、1ページでございます。

新庁舎建設事業入札に係る経過についてでございます。

経過、新庁舎建設事業に係る入札を平成20年10月23日に実施しております。開札の結果、本体工事は予定価格を超過し、不調となっております。また、引き続き開札いたしました電気設備工事は、低入札調査基準価格を下回り、落札保留となりまして、低入札調査特別委員会を開催いたしまして、審査を行った結果、第1順位の者の価格を適正と認めまして、落札決定をしております。

さらに、機械設備工事については改札の結果、落札というふうになってございます。

この結果を受けまして、建築本体工事が不調となったため、他の2件につきましては本体工事の落札が決定するまで、契約保留としたものでございます。

不調要因の究明でございますが、工事予算につきましては、平成19年度実施設計後、平成20年3月時点の市場調査をもとに調整をしたものでございます。さらに、防衛省補助事業申請のため、平成20年7月時点に価格の入れかえを実施いたしまして調整を図ったものでございます。その時点では資材の高騰が続いておりまして、予算に不足が生じたことから、外構工事の一部を除外しまして発注をいたしております。9月に入りまして資材等は落ち着きを見せたものの、高い水準のまま維持されておりまして、公示されている価格と、それから市場での実際の取引の状態と乖離してございまして、さらには世界的な金融危機の背景を受けるなどがございまして、公共工事の減少や競争の激化などによりまして、先の見えない状況に大きな不安が残るなど、2年間にわたります長期の工事につきましては、一定の金額に余裕幅がない状況では応札が難しいものと推察をしております。

今後の対応でございますが、建築本体工事の落札が決定しなければ、今後の手続きが進めない状況でございます。また、資材の高騰など不安要因が大きい状況でございますので、資金計画の範囲内で予算の追加を行いまして、再度発注を行いたいというふうに考えております。資金計画の修正を行う必要がございますので、でき得る限りの調整を一層進め、留保しておりました庁舎建設基金を充当し、他に影響の出ないように調整をしまいたいというふうに考えております。

続きまして2ページでございます。

入札執行の状況でございます。

①番、大和町新庁舎建設事業建築本体工事の状況でございます。

入札参加申請者数の数は4社でございます。そのうち、予定価格を公表した時点で2社が辞退をしております。

応札者数でございます。2社が応札をしております。そのうち1社につきましては、入札書に辞退の旨の表記がございまして、辞退という内容になっております。

予定価格でございますが、税抜きでございまして、10億590万円でございまして、最低応札額が11億7,000万円という金額になってございまして、予定価格を超過いたしましたため、不調というふうになってございます。

入札参加者につきましては記載の4社でございまして、応札者は〇〇建設株式会社〇〇支店でございます。残りの3社については、辞退という内容でございます。

次に、電気設備工事でございます。

入札参加申請者数は14社でございます。14社すべてが応札を行ってございます。

予定価格につきましては2億50万円でございます。最低応札額につきましては1億2,800万円という金額でございます。

入札結果につきましては、低入札調査基準価格を下回ったため、落札保留というふうにしてございます。

調査結果でございますが、低入札調査特別委員会を開催いたしまして、内容を審査いたしました結果、契約どおりの履行が可能というふうに判断をいたしまして、落札決定をしてございます。

落札率につきましては63.84%でございます。

落札者は、黒川郡富谷町成田九丁目1番11号の株式会社ユアテック仙台北営業所でございます。

入札参加者につきましては、記載の14社でございます。

次に、3ページでございます。

機械設備工事でございます。

入札参加申請者数は18社でございます。そのうち予定価格を公表した時点で、7社が辞退をしてございます。応札者数は11社でございます。

予定価格でございますが、2億6,860万円、最低応札額は2億3,650万円、入札結果については予定価格を下回りまして、落札というふうになってございます。

落札率は88.05%でございます。

落札者につきましては、仙台市宮城野区榴岡三丁目6番22号、株式会社太平エンジニアリング東北支店でございます。

入札参加者につきましては、記載の11社、それから下段の方が辞退した7社でございます。

以上が入札の状況でございます。

続きまして、4ページをごらんをいただきたいと思います。

全体事業費の内訳でございます。

これにつきましては、本年の3月の時点で調整をした内容でございます。庁舎、車庫、外構というふうに記載してございますが、一括発注をした関係上から、金額の区分は行わず、一くくりにしてございます。その中で、今回の債務負担行為によりまして金額の調整を図りたいということで、1億の増高をいたしまして16億4,917万円と

いう金額に変更したいという内容でございます。

年度別の歳出につきましては、平成20年度につきましては6億 2,600万ということで、金額についてはそのままの金額で変更しないという考えでございます。さらに、平成21年度の支出につきましては1億増高した分を、平成21年度で支出をしたいということで9億 2,317万 8,000円を10億 2,317万 8,000円に変更したいという内容でございます。

そのほかの設計管理以下の項目につきましては、現在、前3月にご説明を申し上げたとおりの内容で、変更はございません。合計額でございますが26億 6,621万 3,000円を27億 6,621万 3,000円に変更したいという内容でございます。

歳入の内訳でございますが、庁舎建設基金を13億 3,000万円を14億 3,000万円に増額をしたいという内容での変更でございます。合計については27億 6,621万 3,000円でございます。

次に、5ページでございます。

新庁舎の次回の、次の入札等の予定を計画をした内容でございます。

まず、本日臨時議会ということでございますが、この内容でいただければ変更交付申請を、防衛施設局の方に申請をしたいという考えをしております。内容を審査をいただきまして、11月10日に変更交付決定をいただいた後に条件設定委員会、さらには入札公告の手続に入りたいというふうに考えております。入札公告から縦覧期間といたしまして、実数で14日を見込んでございまして、12月2日参加者の募集締め切り、12月3日に参加資格判定委員会を行いたいという予定でございます。その内容に順じまして、参加者への通知、それから開札への手続というふうなスケジュールを進めたいというふうに考えております。12月8日に開札を予定をしております。その後、調査等を含めまして、12月12日に仮契約の締結を行いたいというふうに考えております。この内容につきましては契約案件といたしまして、12月の定例会でご審議をお願いしたいというふうなスケジュールを考えてございます。

以上が、入札等の経緯でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

庁舎の入札の件について。入札参加者4社と載っているんですが、これは競争性を見るために5社以上ということではなかったんですか今まで、入札に関しては。さらに、そのうち2社辞退という内容ですけれども、2社も辞退したのであれば、もともと入札のし直しが必要ではなかったかと思うんですよね。何でこれだけしか応募がなかったのか。余りにも条件が強すぎてやったのではないかと思う。もう少し地元業者も入るような、県内業者も入るような形でやるべきではないかとこんなふうに考えるんですが、まずはその4社にしてやった経過をとりあえずお聞きしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

建築本体工事の入札参加者4社ということで、従来の状況では、5社以上では入札執行について考慮をするという状況ではなかったかと。それに関連しまして、あと4社の中で2社辞退という状況が発生した段階で入札をし直しすると。あるいは条件的なものについてのお尋ねでございます。

今回の入札執行に当たりましては、全体のスケジュール等の判断をいたしまして、10月には入札をと。もう少し早い機会という状況もございましたけれども、建築確認申請におけます許可の期間、それから防衛局の補助の申請、内示を受けた後に入札執行の手続をとりました関係上、10月23日執行ということになりました。

まず、対象業者でございますけれども、町にはおのおの発注する工事の内容、それから工事の設計金額によりまして、対象とする業者の基準を定めてございます。今回の本体工事につきましては、10億という数字でございますので、建築の場合は3億以上の場合は、対象業者につきましてはスーパーゼネコンS級という定めがございます。そういった関係からして、S級対象の工事であるという導き方になります。ただ、その時点で大和町内に、建築としてS級の参加申請をいたしている登録業者数は54社ございます。ただ全国的な状況の中で、そのうち38社が指名停止、宮城県及び仙台市から指名停止という状況になってございました。54引く38で16社が別に制限のかかっている状況ではないという結果になりました。

ここで、指名参加願いを町に出されるということについてですが、それはS級に対

する指名工事の参加という募集があった際には、当然に応じますよという意思表示をもって大和町に参加申請が出されたものというふう判断されるのが一般的かなと。現在、制限のかかっていない業者については16社あるということで、最初から基準を変えて発注するという行為には至らないのではないかと判断をさせていただきまして、対象をスーパーゼネコン対象での工事入札というふうな公告を行ったところでございます。ただ16社、54社のうち16社が制限をかかっていないという状況がある程度踏まえた部分もございまして、従来は5社に満たない場合は再公告をする等々の手続という部分もあったわけですが、長期の工事期間を要するとそういった部分も含めて、5社に満たない場合は再公告をするという部分については、除外をして対応することにいたしました。

あわせて、予定価格につきましては事前公表の方法をとる。ただし、もし応札者が1社であった場合は事前公表はとりやめて事後公表にするという形で、もしその段階で応札の状況によりまして、仮に不調になった場合は、次の手続の際に考慮する部分をとるという形で対応することにいたしましたものでございます。

さらに、予定価格を公表した段階で2社辞退という申し入れがございました。この時点で入札をし直す必要性があったのではないかとご意見でございますが、4社の参加願ひ申請がありまして、4社については審査した結果、どこにもそれを許可しない用件に該当するものは一切ございませんでしたので、4社について参加、応札OKという意思表示をして通知をいたしましたところでございますので、入札行為は既にスタートしたという状況になりますので、その段階で数が少ないために取りやめるという事態を生じさせるということは、ルール上できないものでございますので、そのまま執行という形になりました。最終的には入札書での辞退というところも1社ございましたので、実際に金額を記載して応札した業者は1社という状況でございましたので、その部分については今後の再発注の手続の際には十分に考慮をした対応が必要かというふう考えております。

そういった形で条件の設定につきましては、全国どこでもという形ですが、基本的には大和町に入札参加の申請をしている業者で、なおかつ宮城県内の自治体から指名停止等の処分を受けていないこと。さらには、庁舎等の建設 5,000平米以上の実績を有することという条件を付した中で参加募集を行ったものでございます。

あわせて、先ほどもお話し申し上げましたが対象はS級と、16あるという状況の中で、個別に意思確認を事前に行うということは、これは執行上できない状況でござ

ございますので、基本的には16ある最大限16という判断の中、ただ全体的な状況の中ではそれを、そのすべてが参加申請をするということは難しい環境があるかなという想定をした中で実施をさせていただきました。その中で、ランクをもう少し範囲を広げてA級の対象業者も対象にするということは、今回の執行ではいたさなかったものでございます。

今後については、今回の状況を踏まえた中での検討も必要かというふうには考えております。以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

16社残っているからということをやったというお答えなんですが、余りにもこれだけの業者しかないということであれば、今後の課題、もうここに出てきて辞退した人たちは、もう今度の指名は抜いてやるべきではないかと思うんだがな、今度。ただ値上げのためにこういう形をとったんだとすればなおのことだと思んですが、設計の段階、確かに時期的におくれたということがあったわけですがけれども、私ども議会で調査検討委員会をつくりながら、なるだけ金のかからない建物と、設計屋が出したときは、あの建物でできるものという形で設計がつくったんだと思うんだね。それを私どもが何ぼでも金のかからない方法という形で、いろいろとアールでつくるものを角にしたり、手のかからないものにつくったはずだったんですよ。それがここに来て、金が足りないからとまた1億も追加するという考えは、納得いかないんだけどね。設計屋の責任もあるのではないかと思うのさ。一時は、オリンピックまでは確かに材料は高くなりました。オリンピック後はがた落ちですからね、鉄鋼関係などは。そういうことを考えれば、設計屋の積算が設計をとるために安い、上がるようにつくったのだから何だかわからないけれどもさ、その辺にも問題があるのではないかと思うんですが。設計屋はどういうこの金額に対して、建物の仕上がり価格を踏んだわけですからね。踏んだはずなのにここまでくるとなると、どういう設計をしたのかという疑いに私たちはなると思うんですが、その辺についてももう少し詳しく。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

設計の段階の精査をもう少ししっかりしなければいけないというお話だというふうにお聞きをしております。

積算の内容でございますが、当初基本設計時点での考え方を踏襲いたしまして、なおかつ各方面からのご意見をいただきまして、設計の内容を調整をさせて、皆様にお示しをしている経過がございます。その中で、先ほどの経過の中で説明を申し上げたとおりに、7月の段階で価格の調整をしまして発注をしております。

積算の具体的な内容でございますが、これは防衛施設の補助事業になってございますので、当然決められた単価、決められた歩掛かり、そういったものを使用して積算をすることになっておりますので、そういった内容で積算をしております。ただし、その価格が実際入札する時点までの間で、実勢が相当乖離したような状況になってございます。そういった内容から7月の単価、それから現在の10月、11月の単価でもう一度見直しをして、その積算を今調整をさせていただいたという状況でございます。特に、その内容を応札者の方から内訳書を提出させておりますので、その内容を精査をさせていただいております。特にその乖離が著しいものといましては鉄筋、鉄筋工事関係でございますが、これが県単価あるいは工事価格、工事単価でお示しをさせていただいたものから比較をいたしますと、約1.5倍ぐらいの価格差になってございます。さらに鉄骨工事、これにつきましても、資材の価格が約1.5倍ほどになってございます。そのほかといましては、金属工事でありますとか建具でありますとか内装工事、こういったものは製品単価そのものにはね返ってございますので、それらの価格が非常に大きく乖離している結果というふうになってございますので、県あるいは公示されている価格がそのまま設計ではなくて、実勢の価格とかなりの乖離の中で応札がされたということで、そういった状況になっているということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

今回の入札参加者についての取り扱いということのご質問がございました。

先ほどスケジュールでご説明をいたしておりますが、今後条件設定委員会を開催する中で、どの範囲までこういった形で出すのかということで、最終的な決定がされる予定になってございます。

今回につきましては、1回入札を公募いたしまして、応札者があった中での1回執行をしてございます。今回の次の発注に対しましては、従来の形態をそのままではなくて、一部除外という部分もありましたけれども、そちらの部分も含めた中で発注をしたいというふうに今予定しているところでございますが、今回の対応につきましては大和町に参加申請をいたしております全国どこでものスーパーゼネコンを対象として実施をいたしました。さらには、今回は1回目の状況を踏まえまして、その対象範囲を広げるかどうかということについても、最終決定は委員会で行うことになっておりますが、基本的なものとしては多くの競争性を発揮をするということも含めた中で対応ということであれば、制限をしない方向の部分も念頭に置いた中で、条件設定委員会で協議をしたいというふうには考えております。最終結論は、その委員会になるものでございます。

議長 (大須賀 啓君)

17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

確かに単価、積算単価が高くなったという今のお話で、設計屋が、そう言いながらも電気工事など63%やそこでおっているわけですよ。やる人がでてきているわけですから、そんなはずが。だから、業者にももう少し幅を広げる。スーパー級とばかり言わないで、もう少し1ランク下げた形の業者も混ぜて、もう少し多くの方々にこの入札をやるべきではないかと思うんですね。そうすれば、この予定価格より安い人も出てくるかもわからない。あんまり大きい大手ゼネコンばかり目標にしてやるからこういうことになるのではないかと思います。やはりこの指名の方法にも、確かにスーパー級で大手ゼネコンだけを目標とすればこれに越したことはないわけですが、やはり値段の釣り上げばかりでやられるのではうまくないのではないかと思うわけです。もう少し幅を広げて参加者、やはりこれだけあるんですから、3社や4社の札入

れでは競争入札といえないと思うのさ。だから業者選び、この資格条件、もうちょっと考え直してまだまだ手を挙げてくる業者を入れて競争性を持つべきではないかと思うんですが、大体その価格、高くなったのは電気屋だって恐らく銅線なり何なり、電気だって線同じだから。鉄で使うのは。皆銅だって何だって皆上がっているわけですから。建築の鉄骨と鉄筋ばかり上がったからというわけではないと思うのさね。その辺の考え、もう少し。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

競争性確保ということからすれば、対象業者の範囲を広げて考える必要性が今度の場合はあるのではないかというご意見でございました。

当初説明をさせていただいた際には、町で持っております基準というものについては工事の対象金額からするとスーパーゼネコンが対象であるということで、指名停止等の状況から見ますと16社あると、そういうところからスタートさせていただきましたというふうに申し上げました。ただ、1回執行した結果といたしまして、16社あるうち4社の参加であったと。なおかつ応札したのは1社であったという部分については、1回の経験としてこれは踏まえる必要性はあるだろうというふうに思っております。そういったことを踏まえまして、対象がスーパーゼネコンで基本的にはあるわけですが、もう少し対象範囲を広げて、競争性を確保した中で実施をするということについては、そちらについては想定をした中で協議をしていきたいというふうに思っております。

なお、数における競争性ということではございますけれども、参加申請を行いました、そちらについて条件をすべて満たしておるので、応札については了解するという旨の回答をいたしてございますけれども、個々に回答いたしておりますので、何社参加申請があつて、どこどこにOKの回答が出されているかということはすべて伏せられている状況の中で応札をいただいておりますので、これは言いわけになるのかもしれませんが、数が見えない中で応札がされているという状況の確保は行っているところでございます。

いずれにいたしましても、適正な競争の中でこちらで設計をした内容の成果物が適

正な価格で契約される、そういった方法を目指して今後は対応してまいりたいというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

今に関連をするわけなんです、今回契約できなかったというようなことで、スケジュール的におくれを来したという部分もあるわけなんです、どうなんでしょう。こういう経過を踏まえて、今回の新たな入札において、考え方として先ほどの指摘があったようにやはり5社の応募が、5社以上なかった場合どうするのかという部分、伺っておきたいと思います。どうしても5社以上は確保して実施をしていただきたいというような思いからの確認をさせていただきたいと思います。

それから、今回の債務負担行為の補正で1億ですか、増額をいたしました。これは、先ほどの積算の見直しによつての1億円というような差が出たための変更ととらえていいのか。なぜそういうことを申し上げるかといいますと、この入札の調書ですね。建設本体工事のうちで予定価格が10億590万ですか。最低の応札額が1億7,000万、1億6,500万の予定価格の乖離があるわけですね。当然再入札でございますから参加業者等々も変わってくるので、競争性が発揮されるという部分も考慮して1億6,500万いわゆる予定価格よりも上回った額で、1億の債務負担の補正。これで十分やれるというふうに見てのことなんだと。あわせてこの全体事業費の内訳の説明の中では、庁舎から車庫、外構、この間に当然電気設備、機械設備等々も入るわけなんです、電気、機械等々では約1億、これ税を計算しない範囲で1億予定価格を下回っているというふうになると、この事業費の中で見ているその1億増。これが1億7,000万の増ともとれるような事業費の積算になってしまうのではないかと。その辺の考え方を少し確認させてください。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

最初の部分といたしまして、再入札の際には5社以上の確保ということについてのご意見でございました。当初の段階では指名停止等の状況を踏まえた中で、5社という確保については多少の懸念があるかもしれないということで、そういった対応をさせていただきます。今後どの範囲まで拡大できるのかと。拡大する中に当たっては、一番の目的でありますこちらで設計をした内容の建物が、きちんとその内容で成果としておさめられるというのが第一でなければならないところでもありますので、それとの兼ね合いでどのランクまで対象範囲を広げるかということになろうかと思えます。その対象範囲を広げた中で、どれくらいの業者数が枠の中として入るのかという数字とあわせて考えたいと思っております。5社以上という部分については、これまでの実施の中で基本線として進めてきた部分もありますので、ご意見を十分に踏まえた中で委員会での議論をしたいというふうに、現時点で思っております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 （千葉恵右君）

まず債務負担行為を1億円ほど増額をして見直しをかけるということでございますが、この中で先ほどお話をいただきましたとおり、入札の執行状況につきましては、電気設備工事が1億3,440万円、これは税込みでございます。さらに機械設備工事については2億4,832万5,000円と、これ税込みの金額でこういった金額になります。入札差金につきましては、約1億ほど出ております。この入札差金の1億の部分と、それから先ほど説明を申し上げました債務負担行為の1億の増の分と合わせて2億について増額をして行きたいという考えをもっております。

この根拠につきましては、先ほど新しい積算単価でということでの積み上げの結果、こういった金額になってございます。

さらに発注の時点で外構工事の一部、約3,000万ほどを除外をして発注をさせていただきますので、その分もさらにその中に加えて見直しを図りたいという考えをさせていただきます。そういった中で調整をした金額が、本体工事の総額として発注をしたいというふうに考えてございます。1億6,500万の入札差金、入札は乖離があるというお話

がございましたけれども、その金額をにらんでという話は全くございませんで、あくまでも現時点での新しい単価で入れ直しをして、その結果がそういう金額にまとまるということでの内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

そうすると積算の見直しをかけた段階で、外構で除外した 3,000万を入れて約2億円。これが積算価格で増額になったというふうになるわけですか。2割強ですよ。当然増額になった数字から、今後予定価格等々を設定をされて入札に望まれるということなんだろうと思いますけれども、この積算をする段階で、先ほど大崎議員からもお話があったんですがいわゆる設計業者、この辺の積算への関与と、この積算の数字をはじき出す作業をどのようなことになっているのか。これはあくまでも町の担当課で積算をするものなのか。当然業者が設計業者等々も入れて積算をしているものなのか。その辺についての確認をさせていただきたいと思います。

それとあわせて、そうしますとこの全体事業計画の中で、いよいよ今回保留しておりました基金を1億を入れる、ふやすわけなんです、これそうしますと基金そのもののこの計画では、残高はもうゼロになるということですか。ちょっと別の資料、基金関係の資料もないので、その辺の説明を一つお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 （千葉恵右君）

積算する段階で設計業者等の関与がどのくらいなのかというお話でございますが、まず県の単価あるいは物価版等、そういった積算の根拠となるものについては、基本的にはこれは町の方で町の職員が金額を調整してございます。ただ見積もり等、製品等の見積もり等が大部分のところがございますので、これの聴取につきましては設計業者を介して行ってございます。その資料に基づきまして、設計の中に反映をするという状況でしてございます。ですから、最終的な額の調整は町の方で行っているとい

う内容でございます。

それから、基金でございますが、基金につきましては現在1億8,000万ほど留保を
してございます。今回、建設工事本体の方に繰り入れということで、約1億を繰り入
れたいということでございますので、残額は約8,000万ほどの内容になるというこ
とでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

そうすると、積算の段階で基本的には町の職員がやるんだと。その他の職員で把握
できない部分は設計業者の資料というか、調査をもとに積算をしているということな
んですか。そうしますと、いわゆる設計業者の資材等の調査価格、それに現在の物価
等々の変動、このことについての乖離があったんだというふうに理解していいのかど
うか。今回不調になった原因ですね。

それとこの設計業者に対するいわゆる指導といたしますか、そういう部分はどのよう
ふうにされたのかお伺いしておきます。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり対策官千葉恵右君。

総務まちづくり課まちづくり対策官 (千葉恵右君)

資材等の価格につきましては、今見直しを行っておりますが、これは7月のデー
タ、県の単価あるいは物価版等の価格、それと11月、10月の価格の差を調査をしてそ
ういった内容となっております。これは、そういった価格の調査の結果、そういう形
になってございます。

それから、設計業者への指導でございますが、基本設計からずっと通しまして一連
の流れで全体の事業費を絶対超えてはいけないというようなきつい指導をしておた
んでございますが、こういった資材高騰の状況の背景を受けまして、どうしてもそう
いった内容でもう一度見直しをしないといけないというような状況にあったので、こ
ういった内容でするのは非常に町としてもつらいところでありますけれども、やむを

得ない状況なのかなという判断をしてございます。

今後、こういった内容で積算が変わるといような状況にならないように、しっかりと指導していきたいというふうに考えております。

議長 (大須賀 啓君)

何人ぐらいおりますか。

では、暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時07分 休憩

午前11時45分 再開

議長 (大須賀 啓君)

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

きょうの臨時議会は、ここで打ち切りにしたいと思います。

再開はあすの午後2時、会期の延期ですね、会期の延期をしたいと思います。ちょっと待って、開催につきましてはあすの午後2時というふうに議会運営委員会でお話がされまして、ただいま高平委員長からお話しされたわけではありますが、これにご異議ありませんか。はい、15番中山和広君。

15番 (中山和広君)

今、せっかく議会運営委員会で、この臨時議会の日程等について協議をいただいたところでありますが、私なぜそれをあしたしなくてはならないのか。むしろ、この議会の中で補正予算、特にこれ福祉灯油の補助金、助成の問題、これがあるものですから、これは私採決をしても構わないのではないかと。ただ、債務負担行為、このことが問題になって議会運営委員会を開きながら協議をしたわけですから、債務負担行為については継続審議、そして前々からこのことについてほかの議員からも質疑の中であつたわけですから、特別委員会、庁舎建設特別委員会の中で検討をしていながら、この債務負担行為、しかるべき時期に採決をすると。そういう方法であれば、2日間私は議会を、臨時議会をこのことで2日間開くということよりも、そ

ういう形でした方が議会のためにも私はいいのではないかなというふうに思いますし、執行部の方にもある程度冷却期間を置くというそういうことを含めた場合、継続審議、債務負担行為についてはすべきだと。そういうことで私は提案をしたいというふうに思いますので、お取り計らいをいただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ただいまご意見にあった内容についても、当然運営委員会の中で議論をさせていただきました。またその内容について、県の議長会の方にもお問い合わせをさせていただきました。債務負担行為だけを今のように分離してというようなお話もあったわけですが、これはもう基本的にはないというお話の指導もいただいたわけですが、これはもう基本的にはないというお話の指導もいただいたわけですが、言ってみれば、補正予算の一部だということですので、今言ったように早急な他の案件もございますので、時間を置くというわけにもまいりませんし、諸般の都合等々もあってあす、最大早く再開をしなければならないということで設定された時間があるの午後2時ということですので、ぜひご理解をいただいた上で再開をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

中山議員からもお話しあり、今、高平議員からお話しあった。議運でもいろいろなお話が言い尽くされたわけでありましたが、県のご指導もいただきながら決定をさせていただいたのが高平委員長のお話でありますので、そのような形であるの午後2時ということでご理解いただければと、こう思うんですがいかがでしょう。11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

そうしますと会期あすまで延長して、あす議論をして、この債務負担行為を含めて採決というふうになるわけですね。この債務負担行為については、この庁舎建設にかかわる部分である議論があるところがございますし、先ほどこのための調査委員会

も設けたらというような検討調査をしたらというようなお話もあったわけでございますが、あす採決の段階でどうなるかわからない部分も含まれているのではないかと思います。一方、この福祉灯油は急ぐ施策でございますから、早目に成立をさせたいというような部分もあるわけなので、議長会が主導でそうしたということなんですが、今回の補正予算、この債務負担行為と補正予算の歳入歳出部分、これ連動していない。連動するものだという判断のようではございますけれども、特に別物ととらえてもいい内容になっているわけなので、これ議会側からこの部分を除いて採決したらいかがかということであれば、私はそれで構わないと思うんですがね。どうでしょうかね。

議長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

そういう議論もございました。あわせて、執行部側からこの議案について、特に債務負担行為について凍結というような意味での申し入れがあるだとか、そういったものについて、あった場合は議会としてはそういう判断もあろうということでございますし、採決に至る以前の質疑がまだ十分尽くされていないということでございますので、いずれ採決に進む段階の中で、さまざまな判断が執行部側からも出る可能性がございますし、議会としてのその上に立っての判断というものもあろうかと思っておりますので、その点についてはその段階でご判断をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

「会期延長について」を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、「会期延長について」を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1「会期延長について」

議長（大須賀 啓君）

追加日程第1、「会期延長について」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日までと議決されていますが、都合により11月6日まで1日間、延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は11月6日まで1日間、延長することに決定しました。

お諮りします。

本日は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午後2時です。

ご苦労さまでした。

午前11時54分 延 会